

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月28日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第8号

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事項」の右に「（これに関し必要となる助言，指導，勧告等を含む。）」を加える。

第3条第2項中「人事委員会」の右に「（前条第1項の規定による委任事項について専決処理した場合にあっては，委員長）」を加える。

別表第1 1事項の欄中「聴取」を「徴収」に改め，同表2中

「

使用停止命令等に関すること。	第98条第3項及び第99条
----------------	---------------

」

を

「

立入り，質問，検査，測定又は収去に関すること。	第91条第1項
使用停止命令等に関すること。	第98条第3項及び第99条

」

に，「聴取」を「徴収」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

専決者	専決事項
委員長	(1) 労基法第19条第2項の規定による解雇制限の除外事由の認定に関すること。 (2) 労基法第20条第3項において準用する同法第19条第2項の規定による解雇予告の除外事由の認定に関すること。 (3) 労基法第33条第1項の規定による労働時間の延長又は休日労働の許可に関すること。

事務局長	<p>労基法及び安衛法並びにこれらに基づく命令の規定の適用状況の調査（定期に行うものに限り、これに伴う労基法第101条第1項及び第104条の2第2項並びに安衛法第91条第1項及び第100条第3項の規定による事業場への立入り，報告の徴収等を含む。）に関すること。</p>
次長	<p>安衛法及びこれに基づく命令の規定による特定機械等の検査並びに検査証の交付，裏書及び有効期間の更新に関すること。</p>
調査課長	<p>(1) 労基法及び安衛法並びにこれらに基づく命令の規定による報告及び届出の処理に関すること。</p> <p>(2) 安衛法及びこれに基づく命令の規定による特定機械等の検査証の再交付及び書替え並びに検査証の返還の処理に関すること。</p>

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)